

**「SoftBank 光サービス規約」新旧対照表**

改定前 (2026年5月27日付)	改定後 (2026年6月1日付)
	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>(41)「SoftBank 光+」とは、当社が別途定める「SoftBank 光+サービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。</p>
<p><b>第3章 契約の成立等</b></p> <p><b>第12条 (契約の申込みの承諾)</b></p> <p>1. 本サービスに係る契約は、第11条(提供条件)に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。また、申込日より180日以内に契約成立を確認できない場合は、事前に告知することなく当社の判断により申込みを取り消しさせていただきますことがあります。</p>	<p><b>第3章 契約の成立等</b></p> <p><b>第12条 (契約の申込みの承諾)</b></p> <p>1. 本サービスに係る契約は、第11条(提供条件)に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。また、申込日より180日以内に契約成立を確認できない場合は、事前に告知することなく当社の判断により申込みを取り消しさせていただきますことがあります。</p>
<p><b>第12章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約</b></p> <p><b>第54条 (Yahoo! BB 基本サービス)</b></p> <p>1. 本特約はYahoo! BB 基本サービスを契約している会員に適用されるものとします。</p> <p>2. Yahoo! BB 基本サービスには、「Yahoo! BB 基本サービス(スタンダード)」(以下「スタンダード」といいます。)および「Yahoo! BB 基本サービス(プレミアム)」(以下「プレミアム」といいます。)があります。</p> <p>3. 本特約に定めのない事項についてはLINEヤフーの定める「Yahoo! BB サービス会員規約」が適用されるものとします。本特約と「Yahoo! BB サービス会員規約」との間で齟齬が生じた場合は、本特約が「Yahoo! BB サービス会員規約」に優先して適用されるものとします。</p> <p><b>第55条 (契約の成立)</b></p> <p>&lt;本サービスと同時にYahoo! BB 基本サービスに申し込</p>	<p><b>第12章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約</b></p> <p>本特約が適用されていた会員については、2026年6月1日をもって本特約を削除し、以降は「Yahoo! BB 基本サービス利用規約」が適用されるものとします。</p> <p><b>第54条 (Yahoo! BB 基本サービス)</b></p> <p>削除</p> <p><b>第55条 (契約の成立)</b></p> <p>削除</p> <p><b>第56条 (課金開始日)</b></p> <p>削除</p> <p><b>第57条 (契約期間および解除料)</b></p> <p>削除</p> <p><b>第58条 (プラン変更時のプラン変更完了日)</b></p>

<p>みを行った会員&gt;</p> <p>第 12 条 (契約の申込みの承諾) 第 1 項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。</p> <p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;</p> <p>Yahoo! BB 基本サービスの申し込みを当社が受諾した日に契約が成立するものとします。</p> <p><b>第 56 条 (課金開始日)</b></p> <p>&lt;本サービスと同時に Yahoo! BB 基本サービスに申し込みを行った会員&gt;</p> <p>第 17 条 (課金開始日) に定める本サービスの課金開始日に準じるものとします。</p> <p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;</p> <p>Yahoo! BB 基本サービスの申し込みを当社が受諾した日の翌日を 1 日目として 7 日目を課金開始日とします。</p> <p><b>第 57 条 (契約期間および解除料)</b></p> <p>1. プレミアムの契約期間は、第 56 条 (課金開始日) または第 59 条 (プラン変更時の課金切り替え日) に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までとなります。契約期間の満了月の末日までにプレミアムの解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。</p> <p>2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。プレミアムの契約期間の満了日が属する月、翌月および翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約 (プレミアムからスタンダードへのプラン変更は含みません。)、または当社によるプレミアムの契約解除をした場合、会員は解除料として 3,300 円 (税込) を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、当該プレミアムを解約する時点において利用契約の解約の効力が生じたとすれば、第 24 条第 2 項第 3 号 b. が適用される場合、プレミアムの解除料は 605 円 (税込) とします。</p>	<p>削除</p> <p><b>第 59 条 (プラン変更時の課金切り替え日)</b></p> <p>削除</p>
---	---

<p>3. 本サービスおよびプレミアムその他の本サービスに付随するオプションサービスの解約の効力が同一月内に生じ、解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を11,000円（税込）とします。ただし、この上限金額は、第24条第2項第3号のa.が適用される5年自動更新プラン（TVセット）の解除料には適用されません。</p> <p><b>第58条（プラン変更時のプラン変更完了日）</b> スタンダードからプレミアムまたは、プレミアムからスタンダードに変更した場合のプラン変更完了日は以下のとおりとします。 ＜スタンダードからプレミアムに変更した場合＞ プラン変更の申し込みを当社が受諾した日の翌日とします。  ＜プレミアムからスタンダードに変更した場合＞ プラン変更の申し込みを当社が受諾した日とします。</p> <p><b>第59条（プラン変更時の課金切り替え日）</b> スタンダードからプレミアムまたは、プレミアムからスタンダードに変更した場合の課金切り替え日は以下のとおりとします。 ＜スタンダードからプレミアムに変更した場合＞ 第58条（プラン変更時のプラン変更完了日）にて定めるプラン変更完了日が属する月の1日とします。  ＜プレミアムからスタンダードに変更した場合＞ 第58条（プラン変更時のプラン変更完了日）にて定めるプラン変更完了日が属する月の翌月1日とします。</p>	
	<p><b>第14章 SoftBank AirまたはSoftBank 光+へのサービス変更に関する特約</b></p> <p><b>第65条（サービス変更について）</b> 会員は、本サービスからSoftBank AirまたはSoftBank 光+に変更（以下「サービス変更」といいます。）を希望する場合は、当社所定の方法をもって申し込みを行うものとします。</p>

**第 66 条 (サービス変更時における利用料金の支払)**

会員は、サービス変更した場合、SoftBank Air または SoftBank 光+の課金開始日 (SoftBank Air サービス規約または SoftBank 光+サービス規約の定めによる。以下同じ) の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。

なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の 1 日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。

**第 67 条 (サービス変更時における契約の終了)**

会員は、本サービスから SoftBank Air または SoftBank 光+にサービス変更した場合、第 28 条の定めに関わらず、当該各サービスの課金開始日を本サービスの解約日とします。

**「Softbank Air サービス規約」新旧対照表**

改定前 (2026年3月1日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第9章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約</b></p> <p><b>第35条 (Yahoo! BB 基本サービス)</b></p> <p>1. 本特約はYahoo! BB 基本サービスを契約している会員に適用されるものとします。</p> <p>2. Yahoo! BB 基本サービスには、「Yahoo! BB 基本サービス (スタンダード)」(以下「スタンダード」といいます。)および「Yahoo! BB 基本サービス (プレミアム)」(以下「プレミアム」といいます。)があります。</p> <p>3. 本特約に定めのない事項についてはLINE ヤフーの定める「Yahoo! BB サービス会員規約」が適用されるものとします。本特約と「Yahoo! BB サービス会員規約」との間で齟齬が生じた場合は、本特約が「Yahoo! BB サービス会員規約」に優先して適用されるものとします。</p> <p><b>第36条 (契約の成立)</b></p> <p>&lt;本サービスと同時にYahoo! BB 基本サービスに申し込みを行った会員&gt;</p> <p>第6条第1項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。</p> <p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;</p> <p>Yahoo! BB 基本サービスの申し込みを当社が受諾した日に契約が成立するものとします。</p> <p><b>第37条 (課金開始日)</b></p> <p>&lt;本サービスと同時にYahoo! BB 基本サービスに申し込みを行った会員&gt;</p> <p>第9条第1項に定める本サービスの課金開始日に準じるものとします。</p> <p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;</p> <p>Yahoo! BB 基本サービスの申し込みを当社が受諾した</p>	<p><b>第9章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約</b></p> <p>本特約が適用されていた会員については、2026年6月1日をもって本特約を削除し、以降は「Yahoo! BB 基本サービス利用規約」が適用されるものとします。</p> <p><b>第35条 (Yahoo! BB 基本サービス)</b></p> <p>削除</p> <p><b>第36条 (契約の成立)</b></p> <p>削除</p> <p><b>第37条 (課金開始日)</b></p> <p>削除</p> <p><b>第38条 (契約期間および解除料)</b></p> <p>削除</p> <p><b>第39条 (プラン変更時のプラン変更完了日)</b></p> <p>削除</p> <p><b>第40条 (プラン変更時の課金切り替え日)</b></p> <p>削除</p>

日の翌日を 1 日目として 7 日目を課金開始日とします。

### 第 38 条 (契約期間および解除料)

1. プレミアムの契約期間は、第 37 条または第 40 条に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までとなります。契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。
2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。
  - (1) 利用契約の契約成立日が 2024 年 2 月 13 日以前  
プレミアムの契約期間の満了日が属する月、翌月および翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約（プレミアムからスタンダードへのプラン変更は含みません。）、または当社によるプレミアムの契約解除をした場合、会員は解除料として 3,300 円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、本サービスの接続機器を購入した会員で、2015 年 8 月 31 日以前に本サービスと同時にプレミアムの申し込みを行い、第 37 条に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として 25 ヶ月目の月にプレミアムの契約を解除した場合はこの限りではないものとします。また、2022 年 7 月 1 日以降に本サービスの契約が成立、本サービスの料金プランを変更または 2025 年 7 月 1 日以降に利用契約が自動更新された会員のプレミアムの解除料は 880 円（税込）とします。
  - (2) 利用契約の契約成立日が 2024 年 2 月 14 日以降  
プレミアムの契約期間の満了日が属する月、翌月および翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約（プレミアムからスタンダードへのプラン変更は含みません。）、または当社によるプレミアムの契約解除をした場合、会員は解除料として 605 円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。
3. 当社が提供する固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を同月内に解約するこ

とにより解除料が重複して発生する場合は、11,000円（税込）を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。

#### 第39条（プラン変更時のプラン変更完了日）

スタンダードからプレミアムまたは、プレミアムからスタンダードに変更した場合のプラン変更完了日は以下のとおりとします。

＜スタンダードからプレミアムに変更した場合＞

プラン変更の申し込みを当社が受諾した日の翌日とします。

＜プレミアムからスタンダードに変更した場合＞

プラン変更の申し込みを当社が受諾した日とします。

#### 第40条（プラン変更時の課金切り替え日）

スタンダードからプレミアムまたは、プレミアムからスタンダードに変更した場合の課金切り替え日は以下のとおりとします。

＜スタンダードからプレミアムに変更した場合＞

第39条にて定めるプラン変更完了日が属する月の1日とします。

＜プレミアムからスタンダードに変更した場合＞

第39条にて定めるプラン変更完了日が属する月の翌月1日とします。

### 第10章 接続機器の補償に関する特約

#### 第41条（接続機器の補償について）

1. 本条は2024年2月13日までにYahoo! BB基本サービス（プレミアム）をお申し込みいただいた会員に対して適用されるものとします。
2. 「機器補償」とは、接続機器の故障、盗難および紛失等に対する補償サービスのことをいいます。
3. 当社が会員に対して提供する機器補償の内容は、当社が別途定めるとおりとします。

### 第10章 接続機器の補償に関する特約

本特約が適用されていた会員については、2026年6月1日をもって本特約を削除し、以降は「Yahoo! BB基本サービス利用規約」が適用されるものとします。

#### 第41条（接続機器の補償について）

削除

<p>4. 以下に該当する場合は、機器補償は適用されません。</p> <p>(1) 機器補償適用後 6 ヶ月以内の場合</p> <p>(2) 過去に未返却の故障接続機器がある場合</p> <p>(3) 製造中止等の理由により補償対象外と指定した接続機器の場合</p> <p>5. 機器補償の適用終了日は、プレミアムの提供終了日に準じるものとします。</p>	
<p><b>第 11 章 SoftBank 光へのサービス変更に関する特約</b></p> <p><b>第 42 条 (SoftBank 光について)</b></p> <p>「SoftBank 光」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。</p> <p><b>第 43 条 (サービス変更時における利用料金の支払)</b></p> <p>会員は、本サービスから SoftBank 光にサービス変更した場合、SoftBank 光の課金開始日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の 1 日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。</p> <p><b>第 44 条 (サービス変更時における契約の終了)</b></p> <p>会員は、本サービスから SoftBank 光にサービス変更した場合、第 17 条の定めに関わらず、SoftBank 光の契約成立日が属する月の末日を本サービスの解約日とします。</p>	<p><b>第 11 章 SoftBank 光または SoftBank 光+へのサービス変更に関する特約</b></p> <p><b>第 42 条 (SoftBank 光、SoftBank 光+について)</b></p> <p>「SoftBank 光」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供するサービスをいい、「SoftBank 光+」とは、当社が別途定める「SoftBank 光+サービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。</p> <p><b>第 43 条 (サービス変更時における利用料金の支払)</b></p> <p>会員は、本サービスから SoftBank 光または SoftBank 光+にサービス変更した場合、当該各サービスの課金開始日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の 1 日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。</p> <p><b>第 44 条 (サービス変更時における契約の終了)</b></p> <p>会員は、本サービスから SoftBank 光または SoftBank 光+にサービス変更した場合、第 17 条の定めに関わらず、当該各サービスの契約成立日が属する月の末日を本サービスの解約日とします。</p>

**「オプションサービス用基本契約 利用規約」新旧対照表**

改定前 (2025年1月16日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第5章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約</b></p> <p><b>第25条 (Yahoo! BB 基本サービス)</b></p> <p>1. 本特約はYahoo! BB 基本サービスを契約している会員に適用されるものとします。</p> <p>2. Yahoo! BB 基本サービスには、「Yahoo! BB 基本サービス (スタンダード)」(以下「スタンダード」といいます。)および「Yahoo! BB 基本サービス (プレミアム)」(以下「プレミアム」といいます。)があります。</p> <p>3. 本特約に定めのない事項についてはLINEヤフーの定める「Yahoo! BB サービス会員規約」が適用されるものとします。本特約と「Yahoo! BB サービス会員規約」との間で齟齬が生じた場合は、本特約が「Yahoo! BB サービス会員規約」に優先して適用されるものとします。</p> <p><b>第26条 (契約の成立)</b></p> <p>&lt;本サービスと同時にYahoo! BB 基本サービスに申し込みを行った会員&gt;</p> <p>第5条 (契約の申込みの承諾) 第1項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。</p> <p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;</p> <p>Yahoo! BB 基本サービスの申し込みを当社が受諾した日に契約が成立するものとします。</p> <p><b>第27条 (課金開始日)</b></p> <p>&lt;本サービスと同時にYahoo! BB 基本サービスに申し込みを行った会員&gt;</p> <p>第5条 (契約の申込みの承諾) 第1項に定める本サービスの契約成立日をYahoo! BB 基本サービスの課金開始日とします。</p> <p>&lt;本サービスを既に契約している会員&gt;</p>	<p><b>第5章 Yahoo! BB 基本サービスに関する特約</b></p> <p>本特約が適用されていた会員については、2026年6月1日をもって本特約を削除し、以降は「Yahoo! BB 基本サービス利用規約」が適用されるものとします。</p> <p><b>第25条 (Yahoo! BB 基本サービス)</b> 削除</p> <p><b>第26条 (契約の成立)</b> 削除</p> <p><b>第27条 (課金開始日)</b> 削除</p> <p><b>第28条 (契約期間および解除料)</b> 削除</p> <p><b>第29条 (プラン変更時のプラン変更完了日)</b> 削除</p> <p><b>第30条 (プラン変更時の課金切り替え日)</b> 削除</p>

Yahoo! BB 基本サービスの申し込みを当社が受諾した日の翌日を 1 日目として 7 日目を課金開始日とします。

#### 第 28 条 (契約期間および解除料)

1. プレミアムの契約期間は、第 27 条 (課金開始日) または第 30 条 (プラン変更時の課金切り替え日) に定めるプレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までとなります。契約期間の満了月の末日までにプレミアムの解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。
2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。プレミアムの契約期間の満了日が属する月、翌月および翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約 (プレミアムからスタンダードへのプラン変更は含みません。)、または当社によるプレミアムの契約解除をした場合、会員は解除料として 605 円 (税込) を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。
3. 本サービスおよびプレミアムその他の本サービスに付随するオプションサービスの解約の効力が同一月内に生じ、解除料が重複して発生する場合は、解除料の上限金額を 11,000 円 (税込) とします。

#### 第 29 条 (プラン変更時のプラン変更完了日)

スタンダードからプレミアムまたは、プレミアムからスタンダードに変更した場合のプラン変更完了日は以下のとおりとします。

##### <スタンダードからプレミアムに変更した場合>

プラン変更の申し込みを当社が受諾した日の翌日とします。

##### <プレミアムからスタンダードに変更した場合>

プラン変更の申し込みを当社が受諾した日とします。

#### 第 30 条 (プラン変更時の課金切り替え日)

スタンダードからプレミアムまたは、プレミアムからス

スタンダードに変更した場合の課金切り替え日は以下のとおりとします。

**<スタンダードからプレミアムに変更した場合>**

第 29 条 (プラン変更時のプラン変更完了日) にて定めるプラン変更完了日が属する月の 1 日とします。

**<プレミアムからスタンダードに変更した場合>**

第 29 条 (プラン変更時のプラン変更完了日) にて定めるプラン変更完了日が属する月の翌月 1 日とします。

**「機器レンタル規約」新旧対照表**

改定前 (2026年5月27日付)	改定後 (2026年6月1日付)								
	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>(5) 「BB サービス規約」とは、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコース サービス規約」、「SoftBank 光 サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光 シティ サービス規約」、「SoftBank 光+ サービス規約」のことをいいます。</p>								
<p><b>第4条 (レンタル契約の成立及び終了)</b></p> <p>2. 各接続機器のレンタル契約の成立日は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">各接続機器</th> <th align="center">契約成立日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メッシュ Wi-Fi ルーター</td> <td> <p>申込者がメッシュ Wi-Fi ルーターを受領したことを当社が確認した日</p> <p>※メッシュ Wi-Fi ルーターの引渡時期は概ね以下のとおりです。ただし次項の申込不承諾事由がある場合を除きます。</p> <p>【SoftBank Air の契約成立前の申込の場合】</p> <p>申込者の指定する日</p> <p>【SoftBank 光の契約成立前の申込の場合】</p> <p>SoftBank 光の契約成立日までの当社が指定する日</p> <p>※申込が、SoftBank 光の契約成立日に近接している場合を除く</p> <p>【その他の場合】</p> <p>申込日の翌日から6日後</p> </td> </tr> </tbody> </table>	各接続機器	契約成立日	メッシュ Wi-Fi ルーター	<p>申込者がメッシュ Wi-Fi ルーターを受領したことを当社が確認した日</p> <p>※メッシュ Wi-Fi ルーターの引渡時期は概ね以下のとおりです。ただし次項の申込不承諾事由がある場合を除きます。</p> <p>【SoftBank Air の契約成立前の申込の場合】</p> <p>申込者の指定する日</p> <p>【SoftBank 光の契約成立前の申込の場合】</p> <p>SoftBank 光の契約成立日までの当社が指定する日</p> <p>※申込が、SoftBank 光の契約成立日に近接している場合を除く</p> <p>【その他の場合】</p> <p>申込日の翌日から6日後</p>	<p><b>第4条 (レンタル契約の成立及び終了)</b></p> <p>2. 各接続機器のレンタル契約の成立日は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">各接続機器</th> <th align="center">契約成立日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メッシュ Wi-Fi ルーター</td> <td> <p>申込者がメッシュ Wi-Fi ルーターを受領したことを当社が確認した日</p> <p>※メッシュ Wi-Fi ルーターの引渡時期は概ね以下のとおりです。ただし次項の申込不承諾事由がある場合を除きます。</p> <p>【SoftBank Air の契約成立前の申込の場合】</p> <p>申込者の指定する日</p> <p>【SoftBank 光または SoftBank 光+ の契約成立前の申込の場合】</p> <p>SoftBank 光または SoftBank 光+ の契約成立日までの当社が指定する日</p> <p>※申込が、SoftBank 光または SoftBank 光+ の契約成立日に近接している場合を除く</p> <p>【その他の場合】</p> <p>申込日の翌日から6日後</p> </td> </tr> </tbody> </table>	各接続機器	契約成立日	メッシュ Wi-Fi ルーター	<p>申込者がメッシュ Wi-Fi ルーターを受領したことを当社が確認した日</p> <p>※メッシュ Wi-Fi ルーターの引渡時期は概ね以下のとおりです。ただし次項の申込不承諾事由がある場合を除きます。</p> <p>【SoftBank Air の契約成立前の申込の場合】</p> <p>申込者の指定する日</p> <p>【SoftBank 光または SoftBank 光+ の契約成立前の申込の場合】</p> <p>SoftBank 光または SoftBank 光+ の契約成立日までの当社が指定する日</p> <p>※申込が、SoftBank 光または SoftBank 光+ の契約成立日に近接している場合を除く</p> <p>【その他の場合】</p> <p>申込日の翌日から6日後</p>
各接続機器	契約成立日								
メッシュ Wi-Fi ルーター	<p>申込者がメッシュ Wi-Fi ルーターを受領したことを当社が確認した日</p> <p>※メッシュ Wi-Fi ルーターの引渡時期は概ね以下のとおりです。ただし次項の申込不承諾事由がある場合を除きます。</p> <p>【SoftBank Air の契約成立前の申込の場合】</p> <p>申込者の指定する日</p> <p>【SoftBank 光の契約成立前の申込の場合】</p> <p>SoftBank 光の契約成立日までの当社が指定する日</p> <p>※申込が、SoftBank 光の契約成立日に近接している場合を除く</p> <p>【その他の場合】</p> <p>申込日の翌日から6日後</p>								
各接続機器	契約成立日								
メッシュ Wi-Fi ルーター	<p>申込者がメッシュ Wi-Fi ルーターを受領したことを当社が確認した日</p> <p>※メッシュ Wi-Fi ルーターの引渡時期は概ね以下のとおりです。ただし次項の申込不承諾事由がある場合を除きます。</p> <p>【SoftBank Air の契約成立前の申込の場合】</p> <p>申込者の指定する日</p> <p>【SoftBank 光または SoftBank 光+ の契約成立前の申込の場合】</p> <p>SoftBank 光または SoftBank 光+ の契約成立日までの当社が指定する日</p> <p>※申込が、SoftBank 光または SoftBank 光+ の契約成立日に近接している場合を除く</p> <p>【その他の場合】</p> <p>申込日の翌日から6日後</p>								

別記				別記			
1. (当社が提供する各接続機器)				1. (当社が提供する各接続機器)			
項番	各接続機器	各接続機器の説明等	インターネット	項番	各接続機器	各接続機器の説明等	インターネット
2	光 BB ユニット	ブロードバンドルータ	Yahoo! BB 光 with フ レ ッ ツ /Yahoo! BB 光 フレツ コ ー ス / SoftBank 光	2	光 BB ユニット	ブロードバンドルータ  SoftBank 光+において、 当社が別途定める提供品 目に応じてインターネット トサービス等を利用する 際に必要な機器	Yahoo! BB 光 with フ レ ッ ツ /Yahoo! BB 光 フレツ コ ー ス / SoftBank 光 /SoftBank 光+
3	無 線 LAN カ ード	宅内で無線 LAN 接続を行 うための機器 カード型と、光 BB ユニッ ト内蔵型の 2 種類があります。	Yahoo! BB 光 with フ レ ッ ツ /Yahoo! BB 光 フレツ コ ー ス / Yahoo! BB 光シティ/ SoftBank 光	3	無 線 LAN カ ード	宅内で無線 LAN 接続を行 うための機器 カード型と、光 BB ユニッ ト内蔵型の 2 種類があります。	Yahoo! BB 光 with フ レ ッ ツ /Yahoo! BB 光 フレツ コ ー ス / Yahoo! BB 光シティ/ SoftBank 光 /SoftBank 光+
8	回線終 端装置	SoftBank 光でインター ネットサービス等を利用 する際に必要な機器 (ONU 等)	SoftBank 光	8	回線終 端装置	SoftBank 光 または SoftBank 光+でインタ ーネットサービス等を利用 する際に必要な機器 (ONU 等)	SoftBank 光 /SoftBank 光+
12	メッシ ュ Wi- Fi ル ーター	インターネットサービス 等を利用する場合におい て、同サービスを利用す る建物内に複数台設置す ることで、より広範囲で Wi-Fi 環境を構築できる 機器 (メッシュ Wi-Fi 機 能を利用するための機 器)。 1 契約につき 2 台セット でのレンタルを標準とし	SoftBank 光 SoftBank Air	12	メッシ ュ Wi- Fi ル ーター	インターネットサービス 等を利用する場合におい て、同サービスを利用す る建物内に複数台設置す ることで、より広範囲で Wi-Fi 環境を構築できる 機器 (メッシュ Wi-Fi 機	SoftBank 光 /SoftBank 光+ /SoftBank Air

		ます。機器の追加レンタル（別途料金要）も3台まで申し込むことができ、合計最大5台までレンタルを行うことができます。				能を利用するための機器）。 1 契約につき2台セットでのレンタルを標準とします。機器の追加レンタル（別途料金要）も3台まで申し込むことができます。	
13	ホーム ゲート ウェイ (S)	SoftBank 光において当社が別途定める提供品目に応じてインターネットサービス等を利用する際に必要な機器 ブロードバンドルータ	SoftBank 光			SoftBank 光または SoftBank 光+において 当社が別途定める提供品目に応じてインターネットサービス等を利用する際に必要な機器 ブロードバンドルータ	SoftBank 光 /SoftBank 光+

<b>別記</b> <b>2. (オプションサービス申し込みに伴い提供される各接続機器)</b> 当社は、会員が以下のオプションサービスを申し込む場合、「各接続機器」の欄に記載の機器を提供するものとします。			<b>別記</b> <b>2. (オプションサービス申し込みに伴い提供される各接続機器)</b> 当社は、会員が以下のオプションサービスを申し込む場合、「各接続機器」の欄に記載の機器を提供するものとします。提供する接続機器は、当社インターネットサービスの種類等により異なります。 なお、オプションサービスの申し込み時点で当社インターネットサービスに基づき対応する接続機器をご利用中の場合は、当該機器を本オプションサービスの接続機器として取り扱います。		
項番	オプションサービス	各接続機器	項番	オプションサービス	各接続機器
2	Wi-Fi マルチパック	光 BB ユニット 無線 LAN カード ホームゲートウェイ (S) ※ SoftBank 光・10 ギガでご利用の場合。	2	Wi-Fi マルチパック	光 BB ユニットおよび無線 LAN カード または ホームゲートウェイ (S)

6	BB フォン	光 BB ユニット ※Yahoo! BB 光 with フレッツ ／Yahoo! BB 光 フレッツコー ス／SoftBank 光で利用する場 合のみ。 ホームゲートウェイ (S) ※ SoftBank 光・10 ギガでご利用の 場合。	6	BB フォン	光 BB ユニット または ホームゲートウェイ (S)
7	ホワイト光電 話	光 BB ユニット ホームゲートウェイ (S) ※ SoftBank 光・10 ギガでご利用の 場合。	7	ホワイト光電 話	光 BB ユニット
8	光電話 (N)	光 BB ユニットまたはホームゲ ートウェイ (N) ※SoftBank 光で ご利用の場合。 光 BB ユニットおよびホームゲ ートウェイ (N) 10 ギガ ※SoftBank 光・10 ギガでご利用の場合。 ホームゲートウェイ (S) ※ SoftBank 光・10 ギガでご利用の 場合。	8	光電話 (N)	光 BB ユニット または ホームゲートウェイ (N) または 光 BB ユニットおよびホームゲ ートウェイ (N) 10 ギガホームゲ ートウェイ (S)
10	光電話機能	光 BB ユニット ホームゲートウェイ (S) ※ SoftBank 光・10 ギガでご利用の 場合。	10	光電話機能	光 BB ユニット または ホームゲートウェイ (S)
13	メッシュ Wi- Fi (「メッシ ュWi-Fiルー ター追加」を 含む)	メッシュ Wi-Fi ルーター ホームゲートウェイ (S) ※ SoftBank 光・10 ギガでご利用の 場合。	13	メッシュ Wi- Fi (「メッシ ュWi-Fiルー ター追加」を 含む)	メッシュ Wi-Fi ルーター ホームゲートウェイ (S)

「BB フォン利用規約」新旧対照表

改定前 (2025年7月1日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p>第1章 総則 第2条 (定義) (17) 「サービス会員回線」とは、フレッツ光回線およびSoftBank 光回線をいいます。</p>	<p>第2章 総則 第2条 (定義) (17) 「サービス会員回線」とは、フレッツ光回線、SoftBank 光回線またはSoftBank 光+回線をいいます。</p>
	<p>第1章 総則 第2条 (定義) (21の3) 「SoftBank 光+回線」とは、当社がSoftBank 光+サービス規約に基づき会員に光通信サービスを提供する際に用いる光ファイバー回線をいいます。</p>
<p>第2章 利用契約の締結 第3条 (本サービスの区分) (4) SoftBank 光回線型 (SoftBank 光回線を使用して提供するもの)</p>	<p>第2章 利用契約の締結 第3条 (本サービスの区分) (4) SoftBank 光回線型 (SoftBank 光回線またはSoftBank 光+回線を使用して提供するもの)</p>

「とく放題 (B) 会員規約」新旧対照表

改定前 (2024年4月1日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(6) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社が定める「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約により提供される電気通信サービスをいいます。</p>	
	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(8) 「SoftBank 光+」とは、通信設備提供事業者から当社に提供される光ファイバーを用いる電気通信回線設備を基盤とする形態により、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます (NTT 東日本株式会社および NTT 西日本株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用するものを除きます)。</p>
<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(9) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB サービス」、「SoftBank ブロードバンド サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」をいいます。</p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(9) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」、「SoftBank 光+」をいいます。</p>
<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(10) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」のことをいいます。</p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(10) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank 光+サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」のことをいいます。</p>

**「BB ライフホームドクター」サービス利用規約 新旧対照表**

改定前 (2024年4月1日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(8) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社が定める「「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約」により提供される電気通信サービスをいいます。</p>	
	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(10) 「SoftBank 光+」とは、通信設備提供事業者から当社に提供される光ファイバーを用いる電気通信回線設備を基盤とする形態により、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます (NTT 東日本株式会社および NTT 西日本株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用するものを除きます)。</p>
<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(11) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB サービス」、「SoftBank ブロードバンド サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」をいいます。</p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(11) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」、「SoftBank 光+」をいいます。</p>
<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(12) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」のことをいいます。</p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(12) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank 光+サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」のことをいいます。</p>

**「BB マルシェ by 大地を守る会」サービス利用規約 新旧対照表**

改定前 (2024年4月1日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(7) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社が定める「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約により提供される電気通信サービスをいいます。</p>	
	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(9) 「SoftBank 光+」とは、通信設備提供事業者から当社に提供される光ファイバーを用いる電気通信回線設備を基盤とする形態により、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます (NTT 東日本株式会社および NTT 西日本株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用するものを除きます)。</p>
<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(10) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB サービス」、「SoftBank ブロードバンド サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」をいいます。</p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(10) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」、「SoftBank 光+」をいいます。</p>
<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(11) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」のことをいいます。</p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(11) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank 光+サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」のことをいいます。</p>

**「BB お掃除&レスキュー」サービス利用規約 新旧対照表**

改定前 (2024年4月1日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(7) 「SoftBank ブロードバンド サービス」とは、当社が定める「SoftBank ブロードバンド サービス」基本規約により提供される電気通信サービスをいいます。</p>	
	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(9) 「SoftBank 光+」とは、通信設備提供事業者から当社に提供される光ファイバーを用いる電気通信回線設備を基盤とする形態により、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます (NTT 東日本株式会社および NTT 西日本株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用するものを除きます)。</p>
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(10) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB サービス」、「SoftBank ブロードバンド サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」をいいます。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(10) 「当社インターネットサービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB サービス」、「SoftBank Air」、「SoftBank 光」、「SoftBank 光+」をいいます。</p>
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(11) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」のことをいいます。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(11) 「当社インターネットサービス会員規約」とは、「ソフトバンク BB サービス規約」、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank 光+サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約」のことをいいます。</p>

**「BB セキュリティ」サービス利用規約 新旧対照表**

改定前 (2025年7月1日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 (規約の適用)</b></p> <p>1. 本規約はソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）がYahoo! BB サービス（後記第2条第4号に定義します。）、SoftBank 光（後記第2条第12号に定義します。）またはSoftBank Air（後記第2条第13号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「BB セキュリティ」サービス（後記第2条第1号に定義し、以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 (規約の適用)</b></p> <p>1. 本規約はソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）がYahoo! BB サービス（後記第2条第4号に定義します。）、SoftBank 光（後記第2条第12号に定義します。）、SoftBank Air（後記第2条第13号に定義します。）またはSoftBank 光+（後記第2条第14号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「BB セキュリティ」サービス（後記第2条第1号に定義し、以下「本サービス」といいます。）の利用に関し適用されます。</p>
<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(8) 「会員規約」とは、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」、「オプションサービス 用 基本契約利用規約」のことをいいます。</p>	<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(8) 「会員規約」とは、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」、「オプションサービス 用 基本契約利用規約」および「SoftBank 光+サービス規約」のことをいいます。</p>
	<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(14) 「SoftBank 光+」とは、通信設備提供事業者から当社に提供される光ファイバーを用いる電気通信回線設備を基盤とする形態により、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます（NTT 東日本株式会社およびNTT 西日本株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用するものを除きます）。</p>
<p><b>第8条 (認証番号の発行)</b></p> <p>1. 当社は、利用契約が成立した本サービス会員に認証番号を発行し、電子メール等当社所定の方法にて本サービス会員に対し通知するものとします。</p>	<p><b>第8条 (認証番号の発行)</b></p> <p>1. 当社は、利用契約が成立した本サービス会員に認証番号を発行し、当社所定の方法にて本サービス会員に対し通知するものとします。</p>

**「BB コンテンツサービス利用規約「BB ソフト」サービス個別規定」新旧対照表**

改定前 (2025年7月1日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 (適用)</b></p> <p>1. 本個別規定は、「BB コンテンツサービス利用規約」(以下「基本規定」といいます。)に基づく本サービスの申込者及び会員のうち、Yahoo! BB サービス(後記第2条第7号に定義します。)、SoftBank 光(後記第2条第12号に定義します。)、またはSoftBank Air(後記第2条第13号に定義します。)のオプションサービスとして提供するBB ソフト会員に適用されるものとします。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 (適用)</b></p> <p>1. 本個別規定は、「BB コンテンツサービス利用規約」(以下「基本規定」といいます。)に基づく本サービスの申込者及び会員のうち、Yahoo! BB サービス(後記第2条第7号に定義します。)、SoftBank 光(後記第2条第12号に定義します。)、SoftBank Air(後記第2条第13号に定義します。)またはSoftBank 光+(後記第2条第14号に定義します。)のオプションサービスとして提供するBB ソフト会員に適用されるものとします。</p>
<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>1. 「BB ソフト」とは、当社が基本規定および本個別規定に基づき Yahoo! BB サービス、SoftBank 光またはSoftBank Air(以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。)会員を対象に提供する、ダウンロード型ソフトウェアの提供サービスその他これらに附帯するサービスをいいます。</p> <p>7. 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。</p>	<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>1. 「BB ソフト」とは、当社が基本規定および本個別規定に基づき Yahoo! BB サービス、SoftBank 光、SoftBank Air または SoftBank 光+(以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。)会員を対象に提供する、ダウンロード型ソフトウェアの提供サービスその他これらに附帯するサービスをいいます。</p> <p>7. 「Yahoo! BB サービス」とは、LINE ヤフー株式会社および当社が提供するインターネットサービスの総称をいいます。</p>
	<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>14. 「SoftBank 光+」とは、通信設備提供事業者から当社に提供される光ファイバーを用いる電気通信回線設備を基盤とする形態により、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます(NTT 東日本株式会社およびNTT 西日本株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用するものを除きます)。</p>

**「公衆無線 LAN 利用規約」 新旧対照表**

改定前 (2026年3月1日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 (規約の適用)</b></p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が、Yahoo! BB サービス（後記第2条第5号に定義します。）SoftBank 光（後記第2条第15号に定義します。）またはSoftBank Air（後記第2条第16号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「公衆無線 LAN」（後記第2条第1号に定義します。）の利用に関し適用されるものとします。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 (規約の適用)</b></p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が、Yahoo! BB サービス（後記第2条第5号に定義します。）、SoftBank 光（後記第2条第15号に定義します。）、SoftBank Air（後記第2条第16号に定義します。）またはSoftBank 光+（後記第2条第18号に定義します。）のオプションサービスとして提供する「公衆無線 LAN」（後記第2条第1号に定義します。）の利用に関し適用されるものとします。</p>
<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(6) 「会員規約」とは、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」、「オプションサービス 用基本契約利用規約」のことをいいます。</p>	<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(6) 「会員規約」とは、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」、「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank Air サービス規約」、「Yahoo! BB 光シティサービス規約」、「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」、「オプションサービス 用基本契約利用規約」、「SoftBank 光+サービス規約」のことをいいます。</p>
	<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>(18) 「SoftBank 光+」とは、通信設備提供事業者から当社に提供される光ファイバーを用いる電気通信回線設備を基盤とする形態により、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます（NTT 東日本株式会社およびNTT 西日本株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用するものを除きます）。</p>

**「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表**

改定前 (2025年7月1日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>7. 「接続機器」とは、会員がYahoo! BB サービス（後記第2条第10号に定義します。）、SoftBank 光（後記第2条第12号に定義します。）またはSoftBank Air（後記第2条第13号に定義します。）を利用するために必要な接続機器として、当社が指定するモデム等の機器をいいます。</p>	<p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>7. 「接続機器」とは、会員がYahoo! BB サービス（後記第2条第10号に定義します。）、SoftBank 光（後記第2条第12号に定義します。）、SoftBank Air（後記第2条第13号に定義します。）またはSoftBank 光+（後記第2条第14号に定義します。）、を利用するために必要な接続機器として、当社が指定するモデム等の機器をいいます。</p>
	<p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>14. 「SoftBank 光+」とは、通信設備提供事業者から当社に提供される光ファイバーを用いる電気通信回線設備を基盤とする形態により、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます（NTT 東日本株式会社およびNTT 西日本株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用するものを除きます）。</p>
<p><b>第4条 (利用申込の承諾)</b></p> <p>2. 本サービス利用契約は、以下の場合に成立するものとします。</p> <p>(1)Yahoo! BB サービス、SoftBank 光またはSoftBank Air（以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。）の契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日を契約成立日とします。</p>	<p><b>第4条 (利用申込の承諾)</b></p> <p>2. 本サービス利用契約は、以下の場合に成立するものとします。</p> <p>(1)Yahoo! BB サービス、SoftBank 光、SoftBank 光+またはSoftBank Air（以下合わせて「当社インターネットサービス」といいます。）の契約成立後に本サービスを申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日を契約成立日とします。</p>
<p><b>第10条 (料金の支払い)</b></p> <p>1. 本サービスにかかる利用料を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「Yahoo! BB サービス会員規約（約款）」、「SoftBank 光サービス規約」または「SoftBank Air サービス規約」の定めによるものとします。</p>	<p><b>第10条 (料金の支払い)</b></p> <p>1. 本サービスにかかる利用料を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「Yahoo! BB サービス会員規約（約款）」、「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank 光+サービス規約」または「SoftBank Air サービス規約」の定めによるものとします。</p>

**「光セットアップサポートサービス利用規約」新旧対照表**

改定前 (2023年6月1日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>4. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める SoftBank 光サービス規約に基づき提供する電気通信サービスの総称をいいます。</p> <p>5. 「SoftBank 光契約」とは、当社から SoftBank 光の提供を受けるための契約をいいます。</p> <p>6. 「SoftBank 光会員」とは、当社と SoftBank 光の契約を締結している者をいいます。</p> <p>7. 「本サービス」とは、当社が SoftBank 光サービス提供場所に訪問のうえ、SoftBank 光サービスおよび関連サービスを利用するために必要なパソコン・関連機器等の設定作業を行うサービスをいいます。</p>	<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>4. 削除</p> <p>5. 削除</p> <p>6. 削除</p> <p>7. 「本サービス」とは、当社が指定サービス（後記第2条11項に定義します。）の提供場所に訪問のうえ、指定サービスおよび関連サービスを利用するために必要なパソコン・関連機器等の設定作業を行うサービスをいいます。</p>
	<p><b>第2条 (用語の定義)</b></p> <p>10. 「指定サービス」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供する SoftBank 光、および「SoftBank 光+サービス規約」に基づき提供する SoftBank 光+をいいます。</p> <p>11. 「指定サービス契約」とは、当社と指定サービスの提供を受けるための契約をいいます。</p> <p>12. 「指定サービス会員」とは、当社と指定サービスの契約を締結している者をいいます。</p>
<p><b>第3条 (本サービスの提供範囲)</b></p> <p>当社は、SoftBank 光契約へのお申し込み者または、SoftBank 光契約者から申し込みがあったときは、本サービスを提供します。</p>	<p><b>第3条 (本サービスの提供範囲)</b></p> <p>当社は、指定サービス契約へのお申し込み者または、指定サービス会員から申し込みがあったときは、本サービスを提供します。</p>
<p><b>第4条 (提供区域)</b></p> <p>本サービスは、SoftBank 光の提供区域において提供します。</p>	<p><b>第4条 (提供区域)</b></p> <p>本サービスは、指定サービスの提供区域において提供します。</p>
<p><b>第5条 (契約の単位)</b></p> <p>2. 本サービスの会員は、SoftBank 光会員と同一の者に限ります。</p>	<p><b>第5条 (契約の単位)</b></p> <p>2. 本サービスの会員は、指定サービス会員と同一の者に限ります。</p>
<p><b>第8条 (会員による契約の取消し)</b></p> <p>4. 会員が、SoftBank 光をキャンセルした場合、本契約も取消しされるものとします。</p>	<p><b>第8条 (会員による契約の取消し)</b></p> <p>4. 会員が、指定サービスをキャンセルした場合、本契約も取消しされるものとします。</p>

<p><b>第 10 条 (サービスの提供条件)</b></p> <p>当社は、本契約の申込みを行う者または会員が以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。</p> <p>(1) パソコン・関連機器・サービス等が、SoftBank 光サービスに接続または関連して利用されること。</p> <p>(2) SoftBank 光サービスが、提供開始されていること。</p> <p>(3) 当社が、本サービス会員を訪問した際に本サービス会員または本サービス会員が指定した者が SoftBank 光サービス設置場所まで案内し、設定作業等に立ち会うこと。</p>	<p><b>第 10 条 (サービスの提供条件)</b></p> <p>当社は、本契約の申込みを行う者または会員が以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。</p> <p>(1) パソコン・関連機器・サービス等が、指定サービスに接続または関連して利用されること。</p> <p>(2) 指定サービスが、提供開始されていること。</p> <p>(3) 当社が、本サービス会員を訪問した際に本サービス会員または本サービス会員が指定した者が指定サービス設置場所まで案内し、設定作業等に立ち会うこと。</p>
<p><b>第 14 条 (支払方法)</b></p> <p>1. 当社は、本サービスの利用料金および第 8 条による取り消し料を、SoftBank 光契約の料金と合わせて、本サービス会員へ請求します。</p> <p>2. 本サービスの利用料金および第 8 条による取り消し料を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「SoftBank 光サービス規約」の定めによるものとします。</p>	<p><b>第 14 条 (支払方法)</b></p> <p>1. 当社は、本サービスの利用料金および第 8 条による取り消し料を、指定サービス契約の料金と合わせて、本サービス会員へ請求します。</p> <p>2. 本サービスの利用料金および第 8 条による取り消し料を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「SoftBank 光サービス規約」「SoftBank 光+サービス規約」の定めによるものとします。</p>

「あんしん交換保証利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2025年7月1日付)</p>	<p>改定後 (2026年6月1日付)</p>
<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (定義)</b></p> <p>(5) 「指定サービス」とは、当社が提供する SoftBank 光（後記第2条第8号に定義します。）、SoftBank Air（後記第2条第9号に定義します。）およびおうちのでんわ（後記第2条第10号に定義します。）をいいます。</p>	<p><b>第1章 総則</b> <b>第2条 (定義)</b></p> <p>(5) 「指定サービス」とは、当社が提供する SoftBank 光（後記第2条第8号に定義します。）、SoftBank Air（後記第2条第9号に定義します。）、おうちのでんわ（後記第2条第10号に定義します。）、およびSoftBank 光+（後記第2条第11号に定義します。）をいいます。</p>
	<p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>(11) 「SoftBank 光+」とは、通信設備提供事業者から当社に提供される光ファイバーを用いる電気通信回線設備を基盤とする形態により、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます(NTT 東日本株式会社およびNTT 西日本株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用するものを除きます)。</p>
<p><b>第2章 本サービスおよび利用契約</b> <b>第5条 (利用申し込みの承諾)</b></p> <p>1. 申込者が前条に規定する利用申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した場合、以下に定める日に成立するものとします。</p> <p>(1) SoftBank 光の利用契約の申し込みと同時に本サービスに申し込む場合、SoftBank 光の契約成立日（SoftBank 光サービス規約第12条1項に定義）に成立するものとします。</p>	<p><b>第2章 本サービスおよび利用契約</b> <b>第5条 (利用申し込みの承諾)</b></p> <p>1. 申込者が前条に規定する利用申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した場合、以下に定める日に成立するものとします。</p> <p>(1) SoftBank 光の利用契約の申し込みと同時に本サービスに申し込む場合、SoftBank 光の契約成立日（SoftBank 光サービス規約第12条1項に定義）に成立するものとします。</p> <p>また、SoftBank 光+の利用契約の申し込みと同時に本サービスに申し込む場合、SoftBank 光+の契約成立日（SoftBank 光+サービス規約第11条1項に定義）に成立するものとします。</p>
<p><b>第3章 利用料金等</b> <b>第10条 (利用料の支払方法)</b></p> <p>本サービスにかかる利用料を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「SoftBank 光サービス規約」または「SoftBank Air</p>	<p><b>第3章 利用料金等</b> <b>第10条 (利用料の支払方法)</b></p> <p>本サービスにかかる利用料を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「SoftBank 光サービス規約」、「SoftBank 光+サー</p>

サービス規約」「無線利用型 IP 電話サービス契約約款」の定めによるものとします。

サービス規約」または「SoftBank Air サービス規約」「無線利用型 IP 電話サービス契約約款」の定めによるものとします。

**「SoftBank 光 Netflix パックサービス利用規約」新旧対照表**

改定前 (2025年10月15日付)	改定後 (2026年6月1日付)
<p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>4. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供する電気通信サービスの総称をいいます。</p> <p>5. 「SoftBank 光回線」とは、SoftBank 光に係る会員回線をいいます。</p> <p>6. 「SoftBank 光契約」とは、当社から SoftBank 光の提供を受けるための契約をいいます。</p> <p>7. 「SoftBank 光会員」とは、当社と SoftBank 光の契約を締結している者（法人名義または任意団体名義の場合を除く）をいいます。</p> <p>8. 「本サービス」とは、当社が会員に Netflix サービス（Netflix 利用規約で定義するところによります。以下同じ。）の利用権利および SoftBank 光の基本料からの特別割引（以下「SoftBank 光 Netflix パック割引」といいます。）を提供するパッケージサービスをいいます。（特別割引の金額は別紙に定めます。）</p>	<p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>4. 削除</p> <p>5. 削除</p> <p>6. 削除</p> <p>7. 削除</p> <p>8. 「本サービス」とは、当社が会員に Netflix サービス（Netflix 利用規約で定義するところによります。以下同じ。）の利用権利および指定サービス（後記第2条第11号に定義します。）の基本料からの特別割引（以下「SoftBank 光 Netflix パック割引」といいます。）を提供するパッケージサービスをいいます。（特別割引の金額は別紙に定めます。）</p>
	<p><b>第2条 (定義)</b></p> <p>11. 「指定サービス」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供する SoftBank 光、および「SoftBank 光+サービス規約」に基づき提供する SoftBank 光+をいいます。</p> <p>12. 「指定サービス契約」とは、当社と指定サービスの提供を受けるための契約をいいます。</p> <p>13. 「指定サービス会員」とは、当社と指定サービスの契約を締結している者（法人名義または任意団体名義の場合を除く）をいいます。</p>
<p><b>第3条 (契約の単位)</b></p> <p>会員は、1つの SoftBank 光契約に対して、1つの利用契約を締結することができます。</p>	<p><b>第3条 (契約の単位)</b></p> <p>会員は、1つの指定サービス契約に対して、1つの利用契約を締結することができます。</p>
<p><b>第4条 (申し込みの資格)</b></p> <p>本サービスは、SoftBank 光会員または SoftBank 光に申し込みを行った者（法人名義または任意団体名義の場合を除く。以下同じ）に限り、申し込みができるものとしま</p>	<p><b>第4条 (申し込みの資格)</b></p> <p>本サービスは、指定サービス会員または指定サービスに申し込みを行った者（法人名義または任意団体名義の場合を除く。以下同じ）に限り、申し込みができるものとしま</p>

す。	ます。
<p><b>第 6 条 (契約申し込みまたは視聴プラン変更の承諾)</b></p> <p>1. 本サービスの契約は、以下の場合に成立するものとします。</p> <p>(1) SoftBank 光の契約成立前に本サービスを申し込む場合、SoftBank 光の利用契約が成立した日を契約成立日とします。</p> <p>(2) SoftBank 光の契約成立後に本サービスを申し込む場合、当社がその申込みを受諾した日を契約成立日とします。</p>	<p><b>第 6 条 (契約申し込みまたは視聴プラン変更の承諾)</b></p> <p>1. 本サービスの契約は、以下の場合に成立するものとします。</p> <p>(1) 指定サービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合、指定サービスの利用契約が成立した日を契約成立日とします。</p> <p>(2) 指定サービスの契約成立後に本サービスを申し込む場合、当社がその申込みを受諾した日を契約成立日とします。</p>
<p><b>第 7 条 (本サービス提供の終了)</b></p> <p>2. 利用契約に係る指定サービス契約が理由の如何を問わず終了した場合、本サービスの利用契約は当然に終了し、本サービスの提供は終了するものとします。</p>	<p><b>第 7 条 (本サービス提供の終了)</b></p> <p>2. 利用契約に係る指定サービス契約が理由の如何を問わず終了した場合、本サービスの利用契約は当然に終了し、本サービスの提供は終了するものとします。</p>
<p><b>第 20 条 (利用停止)</b></p> <p>1.</p> <p>(2) 会員が当社と契約を締結しているまたは締結していた他の SoftBank 光等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。</p> <p>(4) SoftBank 光の提供を停止されたとき。</p>	<p><b>第 20 条 (利用停止)</b></p> <p>1.</p> <p>(2) 会員が当社と契約を締結しているまたは締結していた他の指定サービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。</p> <p>(4) 指定サービスの提供を停止されたとき。</p>